

市第61号議案

横浜市資産活用推進基金条例の一部改正

横浜市資産活用推進基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市資産活用推進基金条例の一部を改正する条例

横浜市資産活用推進基金条例（昭和44年 9 月横浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条中「第 3 条から前条まで」を「前 3 条」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市土地開発公社の清算に伴い、基金に属する現金の貸付けに関する規定を廃止するため、横浜市資産活用推進基金条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市資産活用推進基金条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（貸付け）

第 4 条 市長は、必要があると認めるときは、公用若しくは公共の
用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地
をあらかじめ取得するための資金として、確実な償還の方法、期
間、利率等を定めて、基金に属する現金を規則で定める公共団体
に貸し付けることができる。

（管理）

第 4 条 （本文省略）

第 5 条

（繰替運用）

第 5 条 （本文省略）

第 6 条

（運用等の益金の整理）

第 6 条 前 3 条 の規定による基金の運用等から生ずる
第 7 条 第 3 条 から前条まで

収益は、歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

（委任）

第 7 条 （本文省略）

第 8 条